

**次期一般廃棄物処理施設整備事業
総合支援業務委託仕様書**

令和 7 年 5 月

香取広域市町村圏事務組合

第1章 一般仕様書

第1節 総 則

1 業務の目的

香取広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が計画する次期一般廃棄物処理施設（可燃ごみ処理施設, 資源化・粗大ごみ処理施設）整備事業の実施にあたり, 令和16年4月の供用開始を目指して, 遅滞なく整備を進めるため, 施設整備基本計画及びP F I 等導入可能性調査等の総合的な支援を受け, 事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 業務名

次期一般廃棄物処理施設整備事業総合支援業務
（以下「総合支援業務」という。）

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

4 業務内容

- (1) 施設整備基本計画策定業務
 - ① 可燃ごみ処理施設
 - ② 資源化・粗大ごみ処理施設
 - ③ 中継施設及び付帯施設
- (2) P F I 等導入可能性調査業務

5 業務対象区域

組合構成市町（香取市, 神崎町, 多古町及び東庄町）の区域

第2節 一般事項

1 適用範囲

特記仕様書に記載された事項は、一般仕様書に優先するものとする。

2 受注者の責務

受注者は、発注者と十分な協議を行い、総合支援業務（以下「本業務」という。）の意図及び目的を十分に理解し、業務を遂行しなければならない。

3 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、委託契約書（以下「契約書」という。）及び本仕様書によるほか、関係する法令、規則、通知等を遵守しなければならない。

4 機密の保持

受注者は、本業務の遂行において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

また、中立性を厳守し、本業務の実施に努めなければならない。

5 関係官公署との協議

受注者は、関係する官公署との協議を必要とするとき又は協議を求められた場合、誠意をもってこれに当たり、協議の内容を遅滞なく組合に報告しなければならない。

6 業務の管理

受注者は、本業務の遂行に必要な打合せを行い、協議事項の内容を確認するため、打合せの都度議事録を提出し、組合の承諾を得るものとする。

また、本業務の実施にあたり、組合から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。

7 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者等の経歴書並びに資格証明書
- (4) 業務計画書
- (5) 完了届（令和7年度は出来高検査願）
- (6) 請求書

8 業務管理体制

受注者は、本業務に必要な資格と十分な経験を有する技術者（管理技術者及び照査技術者）を配置するものとする。

なお、同一人物が兼ねることはできないものとする。

9 工 程

受注者は、各工程の進捗状況を組合に対し報告するものとする。発注者は、必要に応じ進捗状況に関する報告書の提出を受注者に求めることができるものとする。

また、工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出し、発注者と協議を行い、承諾を受けなければならない。

10 資料収集

本業務の遂行に必要な調査、及びこれに関する資料の収集は、原則として受注者が行うものとする。

但し、資料の収集に対しては、発注者の十分な協力が得られるものとし、組合が貸与した資料は、一覧表を作成し、業務完了時に速やかに返却するものとする。

なお、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

11 土地への立入り等

受注者は、本業務を遂行するために公有地、または私有地に立入る場合は、発注者と協議を行い、了解を得なければならない。

12 審 査

受注者は、業務完了時に成果品の審査を受けなければならない。審査時点で受注者の帰すべき理由により訂正が必要な個所が指摘された場合は、受注者は速やかに訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要した費用は受注者の負担とする。

13 委託料の支払い

受注者は、業務完了後委託料を請求することとし、発注者は、契約書の規定に基づき支払うものとする。

但し、本業務の完成前の令和7年度末は出来高に応じて、部分払いを1回行う。

また、履行期間内に日本国において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、契約代金額の変更を求めることができる。

14 疑義の解釈

一般仕様書または特記仕様書の解釈に疑義が生じた場合、発注者は受注者と協議し、その解釈を定めるものとする。

15 再委託

受注者は、本業務における総合的な企画、業務遂行管理、業務の手法の決定、技術的判断、現地調査結果の分析及び成果品の作成（以下「主要業務」という。）を、第三者に再委託することはできない。

16 主要業務以外の再委託

受注者は、主要業務以外の業務を第三者に再委託する場合、必要事項を記載した書面をもって発注者の承諾を得なければならない。

なお、記載すべき必要事項は別に定める。

17 雑 則

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものである。受注者は本仕様書に明記されていない事項であっても必要と認められる事項については、誠意をもって実施するものとする。

第2章 特記仕様書

第1節 施設整備基本計画策定業務

施設整備基本計画は、以下の内容を掲げるものとする。

なお、当該策定に必要な資料及び徴収依頼先は、組合との協議により決定すること。

1 背景と目的

次期一般廃棄物処理施設に関する計画策定の経緯、整備の必要性・目的及び整備の基本方針について記述すること。

2 基礎調査項目の整理

以下の項目について、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和3年3月策定及び令和7年度改定予定）の基礎調査結果を基に整理を行うこと。

(1) 構成市町の地域の概況

- ① 気候的特性
- ② 人口動態・分布
- ③ 市街地・集落等の状況
- ④ 産業の動向
- ⑤ 交通・土地利用状況
- ⑥ 構成市町の総合計画等
- ⑦ 構成市町の開発・都市計画等

(2) ごみ処理の現状

- ① ごみ処理事業の経緯
- ② ごみの発生量及び性状
- ③ ごみの減量化・再生利用の実績
- ④ ごみ処理フロー（分別、収集、運搬、処理）
- ⑤ ごみ処理の実績
- ⑥ ごみ処理に関する財政状況

(3) ごみ処理行政の現況

- ① ごみ処理技術の動向
- ② 国及び県の動向

(4) ごみ処理に係る評価

- ① 循環型社会形成について
- ② 地球温暖化防止について
- ③ 公共サービスについて
- ④ 経済性について

(5) ごみ処理に係る課題

- ① 排出抑制・資源化の課題
- ② 収集・運搬の課題
- ③ 中間処理の課題
- ④ 最終処分の課題
- ⑤ その他の課題（ごみ処理経費、啓発活動等）

3 基本項目の整理

(1) 施設整備に係る基本事項の設定

基礎調査結果、「ごみ処理施設整備基本方針」（令和元年10月）（以下「基本方針」という。）及び「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和3年3月策定及び令和7年度改定予定）等の既存資料を踏まえ、施設整備の基本事項を設定すること。

- ① 計画目標年次
- ② 一般廃棄物処理体系
- ③ 施設整備の法的要件
- ④ 建設時期
- ⑤ 収集・処理計画、最終処分計画

(2) 計画条件の収集・整理

各施設の整備に係る計画条件を整理する。

なお、本事業は、可燃ごみ処理施設、資源化・粗大ごみ処理施設が連携を保ち、一体となった施設整備であることを留意して整理すること。

- ① 敷地及び周辺条件（地形、標高、計画地盤高、地質条件、都市計画内容、雨水排水施設、電気・ガス・水道等施設、その他関連する施設）
- ② 搬出入条件（搬出入ルート、ごみ収集車両、一般搬入車両、見学者車両、維持管理車両他）
- ③ ユーティリティ条件（電気供給施設、水道供給施設、ガス供給施設他）
- ④ 運営管理条件（中継施設及び最終処分先との関連他）
- ⑤ 品質条件（資源化物の純度及び回収率）

(3) 処理量・計画ごみ質・施設規模の設定

基礎調査及び既存資料を基に施設の処理対象物及び計画処理量を設定し、収集変動及び年間稼働日数を勘案して、計画目標年次における施設整備規模を設定すること。

可燃ごみ処理施設、資源化・粗大ごみ処理施設

- ① 処理対象物（搬入物、搬出物）
- ② 計画ごみ量
- ③ 計画ごみ質
- ④ 施設規模
- ⑤ 処理残渣発生量

4 処理方式の設定

可燃ごみ処理施設及び資源化・粗大ごみ処理施設について、最新の技術動向や処理システム、導入実績を踏まえ、組合に最適な処理方式・システムを設定する。

なお、検討及び決定は、9に掲げる会議等において行うものとする。

5 環境保全目標の設定

施設の建設及び稼働による周辺環境への影響を保全するための目標値（環境保全目標値）について、法・条例及び周辺環境の保全状況を考慮し検討すること。

- (1) 大気汚染防止関連
- (2) 水質汚濁防止関連
- (3) 騒音・振動防止関連
- (4) 悪臭防止関連
- (5) その他必要な環境保全目標

6 施設整備計画

以下の項目に対して、次節のPFI等導入可能性調査業務で実施する市場調査等の検討結果を基に計画を策定すること。

(1) 造成計画

現況の測量結果から、次期一般廃棄物処理施設の整備にあたり必要な用地造成にかかる平面図及び縦横断図を作成し、造成工事の概算工事費を算出すること。

特に、以下の4項目について、数量及び図面を取りまとめること。

- ① 用地造成（施工ステップ図の作成、用地造成により生じる法面の斜面安定解析を含む）
 - ② 道路の検討（現道との交差部における関係者協議等を含む）
 - ③ 雨水排水の検討（形状等を踏まえた工種の整理等）
 - ④ 調整池の検討（必要容量の算出、形状等を踏まえた工種の整理等）
- (2) 可燃ごみ処理施設及び資源化・粗大ごみ処理施設

可燃ごみ処理施設及び資源化・粗大ごみ処理施設については、処理フローを検討し、施設の基本的な設備計画を示すこと。

可燃ごみ処理施設については、炉の系列数も併せて検討すること。

(3) 土木建築計画

施設の機能、利用目的に適合し、関連法規を遵守した計画を行う内容を検討すること。

また、外観や意匠についての記述も行うこと。

(4) 施設配置計画

敷地条件（周辺道路状況を含む）や搬出入条件及び運営条件等を踏まえ、以下の計画を策定すること。

- ① 全体配置計画（工場棟, 煙突, 管理棟, 計量棟, スtockヤード, 駐車場, その他付帯施設）
- ② 動線計画（収集車両等搬入車両, 資源・残渣等搬出車両等の導線線, 灰搬出車両の導線, 運転・管理職員及び見学者等の導線）
- ③ 外構計画（構内道路, 植栽等）
- ④ 雨水排除計画（雨水調整施設計画等）

(5) 施工計画

工事中の公害防止（騒音, 振動, 粉じん, 地下水, 工事排水等）に対する対策を検討する。

(6) 運転・管理計画

可燃ごみ処理施設, 資源化・粗大ごみ処理施設について、以下の項目を検討すること。

- ① 運転管理計画（年間運転計画, 稼働時間等）
- ② 補修計画（保守点検, 定期補修）
- ③ 管理運営組織（直営, 委託, 人員数等）

(7) 収集運搬計画

ごみの収集運搬及び搬出等について、以下の計画を検討すること。

- ① 収集運搬計画（収集品目, 収集体制等）
- ② 搬出計画（搬出品目, 処理方法, 搬出体制等）

(8) 残さ処分計画

「4 処理方式の設定」で選定したごみ処理方式に対し、発生する残さを整理するとともに、既存最終処分場（第一伊地山最終処分場・第二伊地山最終処分場）の残余量を踏まえた処分計画を検討する。

(9) 災害発生時に対する計画

災害発生時の施設機能, 災害廃棄物処理及び施設強靱化について計画する。

(10) 余熱利用計画

可燃ごみ処理施設から発生する熱エネルギーの利用用途, 方法等について計画すること。

- ① 発生エネルギーの概算値算出
- ② エネルギー形態別の利用可能量の検討（場内利用, 場外利用）

(11) 環境保全計画

施設稼働後の環境保全計画を策定するとともに、脱炭素技術動向を整理し、本施設への導入可能性を踏まえた導入計画を策定すること。

(12) 環境学習機能計画

施設の概要やごみの減量化の推進などの環境教育・啓発に関する機能について計画すること。

(13) 跡地利用計画（既存施設解体）

施設の立地状況を勘案し、土地利用ニーズを把握した上で、周辺状況に合致する跡地利用について、必要な検討を行うこと。

(14) その他関連施設の計画

次期最終処分場に関する基本方針及び事業スケジュールの検討（費用対効果及びリスク検証を含む）

7 概算事業費と財政計画

施設及び関連工事に必要とする事業全体の概算事業費を算定する。

なお、概算事業費は次節の P F I 等導入可能性調査業務で実施する市場調査や V F M の検討結果をもとに算出すること。

また、財源内訳、各年度の執行予定を検討する。

8 事業スケジュール

事業発注段階、設計・建設及び運営維持管理段階等のスケジュールを作成すること。

- (1) 事業発注段階（発注支援業務、事前調査、環境影響調査、都市計画変更手続き等）
- (2) 設計・建設及び運営維持管理段階（建設工事契約から運営維持管理までの全工程）
- (3) その他関係法令等の協議スケジュール

9 委員会・会議等運営支援

以下の会議等の開催に関し、情報の収集及び資料作成を行うとともに、会議に同席し運営支援及び会議の記録作成（抄録）を行うこと。

別途、説明等が必要な機会が生じた場合は、誠意をもって対応すること。

なお、施設整備基本計画については、作業部会及び検討委員会で検討を行い、素案を取りまとめた後、パブリックコメントにより広く意見等を募り、計画に反映させるものとする。

(1) 作業部会（6回程度を予定）

検討委員会の下部組織。委員会に先立ち、前述の4処理方式の設定、5環境保全目標の設定、6施設整備計画、7概算事業費と財政計画について、調査・検討を行い、実務担当者の見解を整理する。構成は以下を予定している。

- ① 構成市町副首長及び衛生担当部長または衛生担当課長
- ② 構成市町衛生担当課長
- ③ 構成市町衛生担当者
- (2) 検討委員会（先進事例視察を含む6回程度を予定）
 処理方式等の検討結果を構成市町長会議に答申する。
 委員は以下の構成を予定し、先進事例視察経費及び委員の報酬は本契約には含まない。
 - ① 学識経験者 2名
 - ② 構成市廃棄物減量等推進審議会等の会長が推薦する者 4名
 - ③ 構成市町副首長または衛生担当部長または衛生担当課長 4名
 - ④ 住民代表 3名
- (3) 構成市町長会議（3回）
 検討委員会の答申を受け、処理方式等を決定する。

10 その他協議支援

本業務に関連し、必要に応じて関連機関との事前協議（県、構成市町等）に関する支援を行うこと。

また、一般送配電事業者との接続検討協議に係る事前相談を行うこと。

11 計画書の作成

次期一般廃棄物処理施設整備に関する計画について、「次期一般廃棄物処理施設整備基本計画（可燃ごみ処理施設、資源化・粗大ごみ処理施設）」として取りまとめを行うとともに、パブリックコメント等に使用する要点をまとめた概要版を作成すること。

12 打合せ

業務を遂行するに当たり組合と十分な打ち合わせを行うこととし、打合せの都度、その内容を記録した議事録を提出し、承認を受けること。

13 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 次期一般廃棄物処理施設整備基本計画 | 4 2 部 |
| (2) 〃 概要版 | 5 2 部 |
| (3) 上記関連資料 | 1 式 |
| (4) 上記電子データ（CD-ROM 又は DVD-ROM） | 1 式 |

第2節 P F I 等導入可能性調査業務

P F I 等導入可能性調査は、次期一般廃棄物処理施設の整備・運営に関し、公共が事業を直接実施する公設公営方式またはP F I 等の民間活用型手法について、事業スキームの検討、市場調査、V F Mの検討等を行い、次期一般廃棄物処理施設における最適な事業方式を選定することを目的とする。

1 事業方式の検討

(1) 前提条件の整理

次期一般廃棄物処理施設における事業方式検討に係る前提条件の整理を行うこと。

- ① 本業務の実施目的の整理
- ② 次期一般廃棄物処理施設整備事業の概要の整理
- ③ 公設公営方式、P F I 等の各種事業方式の整理
- ④ 他団体事例の整理
- ⑤ 本事業に関係する法令の整理及び法的課題の検討
- ⑥ 交付金制度や地方財政措置等の支援措置の整理
- ⑦ その他想定される課題の整理

(2) 事業スキームの検討

本事業の事業範囲、事業期間、組合と事業者のリスク分担等について検討し、本事業の事業スキームを設定する。

(3) 市場調査の実施

本事業に対する民間事業者の参入意欲や参加要件及び建設費・維持管理費等の事業費を把握するため、プラントメーカー等の事業者を対象に市場調査を実施し、比較表を作成する。

(4) V F Mの検討

公設公営方式、P F I 等の各種事業方式について、事業期間全体の財政負担額を算出した上で、現在価値に換算し、V F Mを算定する。

(5) P F I 方式導入の適正評価

前項までの検討結果を基に各種事業方式の評価（定性評価を含む）を行い、次期一般廃棄物処理施設における、最適な事業方式を選定する。

(6) 事業実施にあたっての課題整理

前項で選定した事業方式により事業を実施する場合の課題等について整理する。

(7) 報告書作成

本業務の検討結果について、報告書として取りまとめる。

2 打合せ

業務を遂行するに当たり組合と十分な打ち合わせを行うこととし、打合せの都度、その内容を記録した議事録を提出し、承認を受けること。

3 成果品

本業務の成果品と必要部数は次の通りとする。

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) P F I 等導入可能性調査結果報告書 | 4 0 部 |
| (2) 上記関連資料 | 1 式 |
| (3) 上記電子データ（CD-ROM 又は DVD-ROM） | 1 式 |